

## 快適トイレ実施要領の一部改正について

### 1 改正理由

秋田県は建設現場の環境改善に向けて様々な取組を行っており、快適トイレの導入もその一部である。本県における現場の環境改善を一層推進するため、快適トイレの費用計上方法等を改める。

### 2 改正内容

- (1) 快適トイレの費用計上方法について、現行の受注後協議から発注時計上とし、快適トイレの設置を原則とする。なお、農林水産部及び建設部所管工事（災害復旧事業及び営繕工事は除く）であり、一般土木で予定価格4千万円以上（舗装は2千万円以上）の工事を対象とする。
- (2) 要領等の各種文言の変更・追加。

### 3 適用期日

- (1) 令和3年10月1日以降に入札公告等を行う工事より適用する。